

1. 継続事業の前提に関する注記

該当なし

2. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・満期保有目的の債券等－償却原価法（定額法）
- ・上記以外の有価証券で時価のあるもの－決算日の市場価格に基づく時価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ・器具及び備品－定額法
- ・リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

(3) 引当金の計上基準

- ・退職給付引当金－全国社会福祉団体職員退職手当積立基金制度に基づき、期末要支給額を計上している。
- ・賞与引当金－当会は、補助金及び受託金に依存しているため計上していない。
- ・徴収不能引当金－貸付事業にかかる債権については、過去3年間の徴収不能額の発生割合を乗じた金額を計上している。

(4) 消費税の会計処理

消費税の会計処理は、税込方式によっている。

(5) 23年度会計基準移行前に開始した所有権移転外ファイナンス・リース取引

従前の賃貸借処理に係る方法に準じた会計処理によっている。

(6) 重要性の原則の判断基準

当会経理規程第3条により、拠点区分ごとに下記の基準により重要性の原則を適用している。

- ①重要性の原則を適用しようとする処理の金額が、当該拠点区分の当年度当初予算における事業活動収入計の1000分の5以下の場合
- ②重要性の原則を適用しようとする処理の金額が、当該拠点区分の前年度末における資産合計金額の1000分の3以下の場合

なお、重要性の原則の適用にあたっては、財務諸表等の利用者が、財務諸表に記載された情報に基づいて誤りのない判断ができるか否かを考慮している。

3. 重要な会計方針の変更

該当なし

4. 法人で採用する退職給付制度

すべての正職員は、全国社会福祉団体職員退職手当積立基金制度に加入している。

5. 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する財務諸表は以下のとおりになっている。

- (1) 法人全体の財務諸表(第1号の1様式、第2号の1様式、第3号の1様式)
- (2) 事業区分別内訳表(第1号の2様式、第2号の2様式、第3号の2様式)
- (3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表(第1号の3様式、第2号の3様式、第3号の3様式)
- (4) 公益事業における拠点区分別内訳表(第1号の3様式、第2号の3様式、第3号の3様式)
- (5) 収益事業における拠点区分別内訳表(第1号の3様式、第2号の3様式、第3号の3様式)

当法人では、収益事業を実施していないため作成していない。

(6) 各拠点区分におけるサービス区分の内容

①地域福祉事業拠点区分

法人運営事業
退職積立事業
ボランティア活動事業
共同募金配分金事業
小口資金貸付事業
在宅福祉サービスセンター事業
善意銀行運営事業
社会福祉基金運営事業
ボランティア基金運営事業
財政調整基金運営事業

②受託事業拠点区分

生活福祉資金貸付事業
日常生活自立支援事業
高齢者の生きがいと健康づくり推進事業
介護予防事業
障害者等コミュニケーション支援事業

- 子育て支援センター運営事業
- 生活困窮者自立相談支援事業
- 生活困窮者家計改善支援事業
- ③障害福祉サービス事業拠点区分
 - 障害者等地域活動支援センター事業
 - 就労継続支援事業
 - 特定相談支援事業
- ④指定管理事業拠点区分
 - 総合福祉センター管理運営事業
 - 関城老人福祉センター管理運営事業
 - 明野農村環境改善センター・明野老人福祉センター管理運営事業
 - 協和ふれあいセンター管理運営事業
- ⑤地域包括支援事業拠点区分
 - 地域包括支援センター運営事業
 - 介護予防支援事業

6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
定期預金	4,100,000	0	0	4,100,000
合 計	4,100,000	0	0	4,100,000

7. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

8. 担保に供している資産

該当なし

9. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
車輛運搬具	33,394,694	33,394,676	18
器具及び備品	17,691,580	14,729,731	2,961,849
無形リース資産	2,518,560	2,518,560	0
ソフトウェア	360,000	360,000	0
合 計	53,964,834	51,002,967	2,961,867

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし

11. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

12. 関連当事者との取引の内容

該当なし

13. 重要な偶発債務

該当なし

14. 重要な後発事象

該当なし

15. 合併及び事業の譲渡若しくは事業の譲受け

16. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

- ①状況の変化にともなう引当金の計上基準の変更、固定資産の耐用年数、残存価額の変更等会計処理上の見積方法の変更に関する事項
- ②法令の改正、社会福祉法人の規程の制定及び改廃等、会計処理すべき新たな事実の発生にともない新たに採用した会計処理に関する事項
- ③勘定科目の内容について特に説明を要する事項
- ④法令、所屬庁の通知等で特に説明を求められている事項

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・満期保有目的の債券等一償却原価法(定額法)
- ・上記以外の有価証券で時価のあるもの一決算日の市場価格に基づく時価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ・器具及び備品一定額法
- ・リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

(3) 引当金の計上基準

- ・退職給付引当金一全国社会福祉団体職員退職手当積立基金制度に基づき、期末要支給額を計上している。
- ・賞与引当金一当会は、補助金及び受託金に依存しているため計上していない。
- ・徴収不能引当金一貸付事業にかかる債権については、過去3年間の徴収不能額の発生割合を乗じた金額を計上している。

(4) 消費税の会計処理

消費税の会計処理は、税込方式によっている。

(5) 23年度会計基準移行前に開始した所有権移転外ファイナンス・リース取引

従前の貸借処理に係る方法に準じた会計処理によっている。

(6) 重要性の原則の判断基準

①重要性の原則を適用しようとする処理の金額が、当該拠点区分の当年度当初予算における事業活動収入計の1000分の5以下の場合

②重要性の原則を適用しようとする処理の金額が、当該拠点区分の前年度末における資産合計金額の1000分の3以下の場合

なお、重要性の原則の適用にあたっては、財務諸表等の利用者が、財務諸表に記載された情報に基づいて誤りのない判断ができるか否かを考慮している。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

すべての正職員は、全国社会福祉団体職員退職手当積立基金制度に加入している。

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当法人の作成する財務諸表は以下のとおりになっている。

(1) 各拠点区分におけるサービス区分の内容

①地域福祉事業拠点の財務諸表(第1号の4様式、第2号の4様式、第3の4様式)

②拠点区分資金収支明細書(別紙3⑩)

③拠点区分事業活動明細書(別紙3⑪)

法人運営事業

退職積立事業

ボランティア活動事業

共同募金配分金事業

小口資金貸付事業

在宅福祉サービスセンター事業

善意銀行運営事業

社会福祉基金運営事業

ボランティア基金運営事業

財政調整基金運営事業

5. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
車輛運搬具	31,353,294	31,353,277	17

器具及び備品	15,287,160	13,068,932	2,218,228
ソフトウェア	360,000	360,000	0
合 計	47,000,454	44,782,209	2,218,245

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ・満期保有目的の債券等一償却原価法(定額法)
 - ・上記以外の有価証券で時価のあるもの一決算日の市場価格に基づく時価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ・器具及び備品一定額法
 - ・リース資産
 - 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
 - 自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
 - 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
 - リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。
- (3) 消費税の会計処理
 - 消費税の会計処理は、税込方式によっている。
- (4) 23年度会計基準移行前に開始した所有権移転外ファイナンス・リース取引
 - 従前の賃貸借処理に係る方法に準じた会計処理によっている。
- (5) 重要性の原則の判断基準
 - ①重要性の原則を適用しようとする処理の金額が、当該拠点区分の当年度当初予算における事業活動収入計の1000分の5以下の場合
 - ②重要性の原則を適用しようとする処理の金額が、当該拠点区分の前年度末における資産合計金額の1000分の3以下の場合
 - なお、重要性の原則の適用にあたっては、財務諸表等の利用者が、財務諸表に記載された情報に基づいて誤りのない判断ができるか否かを考慮している。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

すべての正職員は、全国社会福祉団体職員退職手当積立基金制度に加入している。

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当法人の作成する財務諸表は以下のとおりになっている。

- (1) 各拠点区分におけるサービス区分の内容
 - ①受託事業拠点の財務諸表(第1号の4様式、第2号の4様式、第3号の4様式)
 - ②拠点区分資金収支明細書(別紙3⑩)
 - ③拠点区分事業活動明細書(別紙3⑪)
 - 生活福祉資金貸付事業
 - 日常生活自立支援事業
 - 高齢者の生きがいと健康づくり推進事業
 - 介護予防事業
 - 障害者コミュニケーション支援事業
 - 子育て支援センター運営事業
 - 生活困窮者自立相談支援事業
 - 生活困窮者家計改善支援事業

5. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
器具及び備品	467,900	209,408	258,492
合 計	467,900	209,408	258,492

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・満期保有目的の債券等－償却原価法（定額法）
- ・上記以外の有価証券で時価のあるもの－決算日の市場価格に基づく時価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ・器具及び備品－定額法
- ・リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

(3) 消費税の会計処理

消費税の会計処理は、税込方式によっている。

(4) 23年度会計基準移行前に開始した所有権移転外ファイナンス・リース取引

従前の賃貸借処理に係る方法に準じた会計処理によっている。

(5) 重要性の原則の判断基準

①重要性の原則を適用しようとする処理の金額が、当該拠点区分の当年度当初予算における事業活動収入計の1000分の5以下の場合

②重要性の原則を適用しようとする処理の金額が、当該拠点区分の前年度末における資産合計金額の1000分の3以下の場合

なお、重要性の原則の適用にあたっては、財務諸表等の利用者が、財務諸表に記載された情報に基づいて誤りのない判断ができるか否かを考慮している。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

すべての正職員は、全国社会福祉団体職員退職手当積立基金制度に加入している。

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当法人の作成する財務諸表は以下のとおりになっている。

(1) 各拠点区分におけるサービス区分の内容

①障害福祉サービス事業拠点の財務諸表（第1号の4様式、第2号の4様式、第3の4様式）

②拠点区分資金収支明細書（別紙3⑩）

③拠点区分事業活動明細書（別紙3⑪）

障害者等地域活動支援センター事業

就労継続支援事業

特定相談支援事業

5. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。（単位：円）

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
車輛運搬具	2, 041, 400	2, 041, 399	1
器具及び備品	611, 100	611, 098	2
合 計	2, 652, 500	2, 652, 497	3

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・満期保有目的の債券等－償却原価法（定額法）
- ・上記以外の有価証券で時価のあるもの－決算日の市場価格に基づく時価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ・器具及び備品－定額法
- ・リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

(3) 消費税の会計処理

消費税の会計処理は、税込方式によっている。

(4) 23年度会計基準移行前に開始した所有権移転外ファイナンス・リース取引

従前の賃貸借処理に係る方法に準じた会計処理によっている。

(5) 重要性の原則の判断基準

①重要性の原則を適用しようとする処理の金額が、当該拠点区分の当年度当初予算における事業活動収入計の1000分の5以下の場合

②重要性の原則を適用しようとする処理の金額が、当該拠点区分の前年度末における資産合計金額の1000分の3以下の場合

なお、重要性の原則の適用にあたっては、財務諸表等の利用者が、財務諸表に記載された情報に基づいて誤りのない判断ができるか否かを考慮している。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

すべての正職員は、全国社会福祉団体職員退職手当積立基金制度に加入している。

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当法人の作成する財務諸表は以下のとおりになっている。

(1) 各拠点区分におけるサービス区分の内容

①指定管理事業拠点の財務諸表（第1号の4様式、第2号の4様式、第3の4様式）

②拠点区分資金収支明細書（別紙3⑩）

③拠点区分事業活動明細書（別紙3⑪）

総合福祉センター管理運営事業

関城老人福祉センター管理運営事業

明野農村環境改善センター・明野老人福祉センター管理運営事業

協和ふれあいセンター管理運営事業

5. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。（単位：円）

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
器具及び備品	168,480	168,479	1
合 計	168,480	168,479	1

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・満期保有目的の債券等一償却原価法(定額法)
- ・上記以外の有価証券で時価のあるもの一決算日の市場価格に基づく時価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ・器具及び備品一定額法
- ・リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

(3) 消費税の会計処理

消費税の会計処理は、税込方式によっている。

(4) 23年度会計基準移行前に開始した所有権移転外ファイナンス・リース取引

従前の賃貸借処理に係る方法に準じた会計処理によっている。

(5) 重要性の原則の判断基準

- ①重要性の原則を適用しようとする処理の金額が、当該拠点区分の当年度当初予算における事業活動収入計の1000分の5以下の場合
 - ②重要性の原則を適用しようとする処理の金額が、当該拠点区分の前年度末における資産合計金額の1000分の3以下の場合
- なお、重要性の原則の適用にあたっては、財務諸表等の利用者が、財務諸表に記載された情報に基づいて誤りのない判断ができるか否かを考慮している。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

すべての正職員は、全国社会福祉団体職員退職手当積立基金制度に加入している。

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当法人の作成する財務諸表は以下のとおりになっている。

(1) 各拠点区分におけるサービス区分の内容

- ①地域包括支援事業拠点の財務諸表(第1号の4様式、第2号の4様式、第3の4様式)
 - ②拠点区分資金収支明細書(別紙3⑩)
 - ③拠点区分事業活動明細書(別紙3⑪)
- 地域包括支援センター運営事業
介護予防支援事業

5. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
器具及び備品	1,156,940	671,814	485,126
無形リース資産	2,518,560	2,518,560	0
合 計	3,675,500	3,190,374	485,126

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために

必要な事項